

郡山市保健所長 殿

申請者 氏名 郡山 太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 郡山市〇〇町〇〇番地〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

押印不要。

虚偽の記載又は重要事項の記載がない場合、または飼養管理基準を満たさない場合は登録拒否となります。申請者は、この申請書を2部作成してください (コピー可)。

第一種動物取扱業登録更新申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の更新の申請をします。

記

Table with 8 main rows and multiple sub-rows. Row 1: 事業所の名称 (ペットショップ〇〇〇). Row 2: 事業所の所在地 (〒〇〇〇-〇〇〇〇 郡山市〇〇町〇〇番地〇〇 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇). Row 3: 動物取扱責任者 (1)氏名 (郡山 太郎), (2)要件 (獣医師, 愛玩動物看護師, 実務経験 (5年, ペットショップ△△), 飼養経験, 教育, 資格 (〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 1級)). Row 4: 第一種動物取扱業の種別 (販売/保管/貸出し/訓練/展示/その他 (飼養施設の有無: 有)). Row 5: 業務内容及び実施の方法 (1)業務の具体的内容 (例示: 販売: 小売業、繁殖, 保管: ホテル、トリミング、ペットシッター, 貸出し: レンタル、タレント, 訓練: 動物の訓練、出張訓練, 展示: 動物園、ふれあい広場、サーカス、乗馬), (2)実施の方法 (様式第1別記のとおり). Row 6: 主として取り扱う動物の種類及び数 (1)哺乳類 (犬 (10 (内繁殖犬2)), 猫 (5 (内繁殖猫1))), (2)鳥類 (小鳥 (2)), (3)爬虫類 (カメ (2)). Row 7: 飼養施設 (1)所在地 (郡山市〇〇町〇〇番地〇〇), (2)構造 (①建築構造 (木造/木造モルタル造/鉄骨リート造/コンクリートブロック/その他), ②延床面積 (30), ③敷地面積 (60 m²), ④床面 (タイル張り), 壁面 (クロス)), (3)設備の種類 (ケージ等 (個), 照明設備, 給水設備, 排水設備, 洗浄設備, 糞尿の集積設備, 動物の死体の一時保管場所, 餌の保管設備, 清掃設備, 空調設備, 遮光等の設備, 訓練場). Row 8: 営業の開始年月日 (令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (これまでの営業年数: 5年)).

種別のチェックは1つだけ別業種は別申請書に記入。

獣医師・愛玩動物看護師以外は「実務経験又は飼養経験」かつ「教育又は資格」が必要。資格の場合は、団体名と資格名を記入。教育は、大学・学校法人等の名称。

飼養施設を有する場合は、動物種とその最大取扱数を記入。最大取扱数はケージ等収容設備の大きさや数に見合う数であること。犬又は猫を取扱う場合は、犬(猫)種と繁殖用(雌雄両方)として飼養する頭数も記入。飼養施設がない場合は、1日の最大取扱頭数を記入。

延床面積...飼養施設(ケージ等を設置する部屋や区画)の床面積。飼養施設以外の部分の床面積は含まない。敷地面積...飼養施設を含む土地や建物全体の敷地面積。駐車場などの面積も含む。

屋内施設の場合、壁面と床面は、不浸透性で清掃しやすい材質。

ケージの材質・構造(おり型、箱型、水槽型など)・転倒防止措置(壁や床に固定、平置きなど)を記入。別紙可。

9 権原の有無	①事業所	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	②飼養施設	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）	(1)氏名	事業所外での業務なし
	(2)要件	<input type="checkbox"/> 実務経験（ 年、 <input type="checkbox"/> 教育（教育機関等 <input type="checkbox"/> 資格（団体等： ）
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1)氏名	郡山 花子
	(2)要件	<input checked="" type="checkbox"/> 実務経験（ 3 年、経験場所：ペットショップ△△ ） <input type="checkbox"/> 教育（教育機関等： ） <input type="checkbox"/> 資格（団体等： ）
12 事業所に配置される職員の最低数	常勤3人	常勤職員の職員数に換算します。常勤職員が週40時間勤務で、パート職員が週20時間勤務の場合、そのパート職員は0.5人と換算。
13 営業時間等	〇〇時から 〇〇時までの間（うち特定成猫の展示時間： ～： ）	
14 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	様式第1別記2のとおり（犬猫等販売業者に限る。）	
15 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書/ <input checked="" type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input checked="" type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類/ <input checked="" type="checkbox"/> 業務の実施の方法/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図/ <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図/ <input type="checkbox"/> 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類/ <input type="checkbox"/> 役員の名及び住所/ <input checked="" type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	<p>業務の実施の方法は販売・貸出しのみ添付。 犬猫等健康安全計画は犬猫等販売業者のみ添付。</p>	
16 登録番号及び登録年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 福島県〇郡保販売第〇〇〇号	
17 備考	事務担当者氏名：郡山 花子 電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

事業所外で動物の取扱い(出張シッター、訓練、トリミング等)や出張貸出し時の重要事項説明を行う場合は、本欄に職員を記入。動物取扱責任者が兼務することが多い。複数の場合は別紙可。事業所外で業を行わない場合は「事業所外の業務なし」のように記入。

常勤職員の職員数に換算します。常勤職員が週40時間勤務で、パート職員が週20時間勤務の場合、そのパート職員は0.5人と換算。

24時間表記。

業務の実施の方法は販売・貸出しのみ添付。
犬猫等健康安全計画は犬猫等販売業者のみ添付。

備考欄には、申請担当者の氏名及び連絡先を記入。

- 備考
- 「3(2)要件」欄には、要件を満たす。また、飼養経験にチェックを入れた場合は、それを示す具体的な書類を添付すること。
 - 「5(出業務の具体的な内容)」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について様式第1別記により明らかにした書類を添付すること。
 - 「6-主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類(種名)をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
 - 「7(2)設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等の該当欄にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
 - 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
 - 「9-権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9(2)飼養施設」欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
 - 「10-事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11-事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容(教育機関及び専攻コースの名称、資格名等)を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名に籍する場合は別紙に記載して添付すること。
 - 「12-事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値(整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。)を最低数に合計して記載すること。
 - 「13-営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。
 - 「15-添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項及び第2項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。
 - 「17-備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
 - 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号の2、第6号又は第7号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
 - この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
 - この様式による登録の申請は、第一種動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごと(別業)で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
 - この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。